

京都市告示第 118 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 5 月 22 日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
日野経43号線	伏見区日野野色町70番地の1地先内	旧	メートル 14.20	メートル 2.85 ~ 2.86
		新	13.90	3.99 ~ 6.10
日野緯31号線	伏見区日野野色町71番地地先から 同町47番地地先まで	旧	86.50	0.90 ~ 2.86
		新	86.50	3.17 ~ 3.24

(建設局土木管理部道路明示課)